

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、勝浦市が策定した勝浦市地域防災計画（平成28年度一部改訂）や千葉県データを基に現状分析を行う。

1. 地域の災害リスク

(1) 地震

当市の防災計画によると、計画策定の前提条件は、切迫性が高い東京湾北部地震をモデルとしたマグニチュード7級の首都直下地震とした。想定地震の規模はマグニチュード7.3であり、勝浦市の震度は、ほぼ全域が6弱と想定される。市域の被害は、揺れによる建物全壊1,569棟、死者28人、最大避難者数7,308人である。また、液状化による建物被害は、全壊棟数が62棟である。

(2) 津波

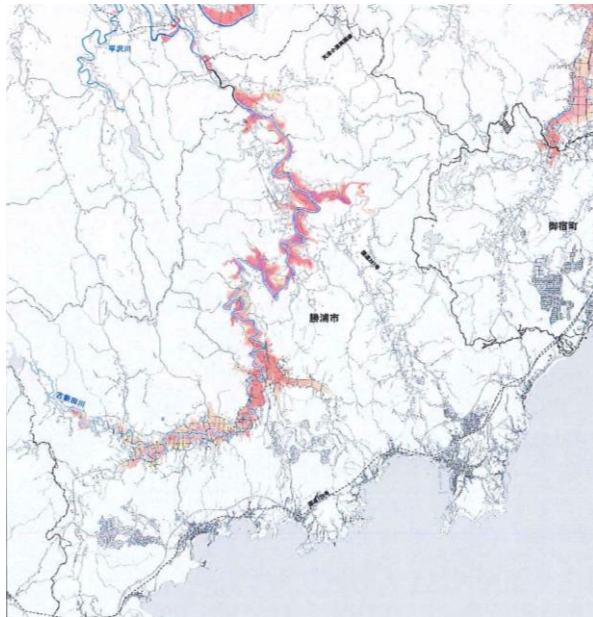
平成26・27年度千葉県地震被害想定調査によると、緊急性を考慮して東北地方太平洋沖地震による断層の割れ残りを想定したモデル（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル）に基づく津波想定及び被害想定が実施された。この津波による勝浦市沿岸部の最大津波高は約7.2m（部原東）である。市街地の浸水深は約2m以上、地震発生から20～25分程度で浸水する。また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定による勝浦市の浸水面積は448ha、最大津波水位は16.4m、最大津波水位に至る到達時間は11分、影響開始時間は1分である。

(3) 高潮

勝浦市防災計画によると勝浦市のように南に開いた湾において、高潮は、台風が西側を北上した場合に発生しやすくなる。上陸した際の想定浸水地域は、海岸平野からなる部原、勝浦、鶴原、守谷及び興津であり、特に、勝浦では勝浦漁港周辺、興津では興津駅南側の建物が密集する地域の浸水が想定される。

(4) 洪水

平成19年3月30日に浸水想定区域（計画規模の浸水想定図）を指定したが、平成27年5月に水防法の一部が改正されたことを受け、県は、夷隅川の洪水浸水想定区域図を見直し、令和2年5月、想定最大規模降雨等による洪水浸水想定区域図等を公表した。



夷隅川水系夷隅川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 千葉県（令和2年5月28日）

(5) 土砂災害

勝浦市防災計画によると、土砂災害には、崖崩れ、土石流、地すべりの3つの現象があり、勝浦市域には崖崩れの危険性のある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が多く分布している。

2. 商工業者の状況（令和2年4月1日現在）

(1) 商工業者数 1,072人

(2) 小規模事業者数 1,025人

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業	53	51	市内に点在している
建設業	159	159	市内に広く分散している
卸売業	52	51	商店街地域に密集している
小売業	210	205	商店街地域に密集している
サービス業	562	542	市内に広く分散している
その他	36	17	市内に点在している
合 計	1,072	1,025	

(出典：商工会調査名簿)

3. これまでの取組み

(1) 当市の取組み

①勝浦市地域防災計画の策定

勝浦市地域防災計画は、市民、事業所、各種団体及び防災関係機関が、平常時からの災害に対する備えと災害発生時に適切な対応をとるための大綱を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、勝浦市地域防災計画を策定している。

②防災訓練の実施

勝浦市では、毎年度地震等の大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった防災訓練を実施している。

③防災備品の備蓄

災害時は、平常時には予測できない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、市民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

(2) 当会の取組み

①BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知

②損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤国・県・市が行った商工業関係被害状況調査の協力

II. 課題

- 1 当市の防災計画では、現時点で勝浦市商工会と「災害時における食糧品等の供給に関する協定」を締結しているが、具体的連携について記載がない。
災害が多発している近年の状況下において、被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるために、当会と当市の間における緊急時の具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者は、フランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

Ⅲ. 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策を行うことができるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する
- 4 各種研修会へ当会指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- ②市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、B C P（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③B C P（事業継続計画）策定の専門家を招聘し、小規模事業者を対象にB C P（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ④当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

（2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを作成

（3）関係団体等との連携

- ①金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ②被災した小規模事業者が低利子融資を受けられるように、金融機関と連携する。
- ③被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ①中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた企業に対して、その取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。
- ②BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、10月最終日曜日に当市主催による大規模な災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

2. 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①当会事務長は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務長が被災した場合は、次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ②業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は、当会と当市で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ①当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
勝浦地区	理事	3名	大まかな被害状況の把握等
興津地区	理事	2名	大まかな被害状況の把握等
総野地区	理事	2名	大まかな被害状況の把握等
上野地区	理事	2名	大まかな被害状況の把握等

③ 当会による大まかな被害状況の把握は3日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

(被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 5%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.5%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は大規模な被害が生じている可能性があると考える。

④ 勝浦市商工会と勝浦市とは、災害時に以下の間隔で被害情報等を共有する。

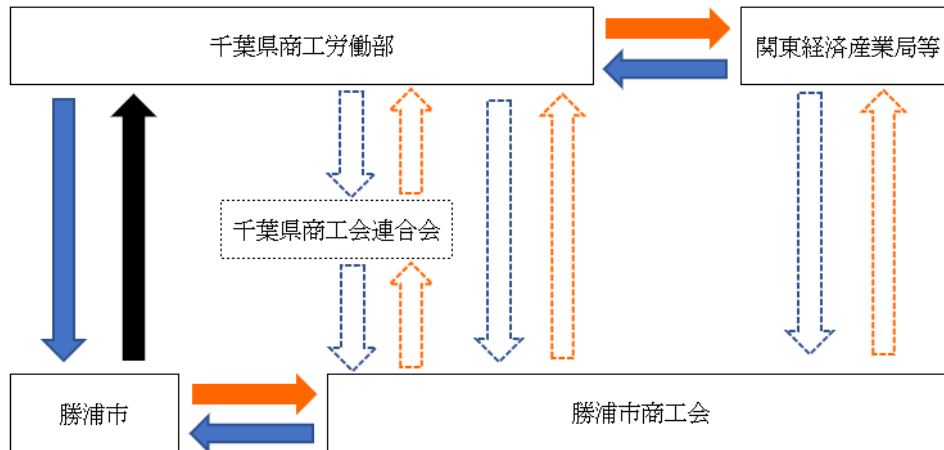
期間	頻度
発災～1週間	1日に2回以上共有する 必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

※TEL・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が普通の場合には、商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員及び総代は被災地域以外の者とする

(3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

①確認方法

当会の役員、総代及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員 班長：役員1名 班員：総代2名、職員1名

※役員及び総代は被災地域以外の者とする

②被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当会と当市が共有した上記の(2)及び(3)の情報は、千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

(1) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について勝浦市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

(2) 国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する

- (3) 前記3の(3)で収集した被害状況等を基に、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市の施策)について、地区内小規模事業者等に周知する。
- (5) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国・県・市の施策)についての説明会及び個別相談会を開催する。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資(セーフティネット資金・一般枠)等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

6. 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web 会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 流行時の対策

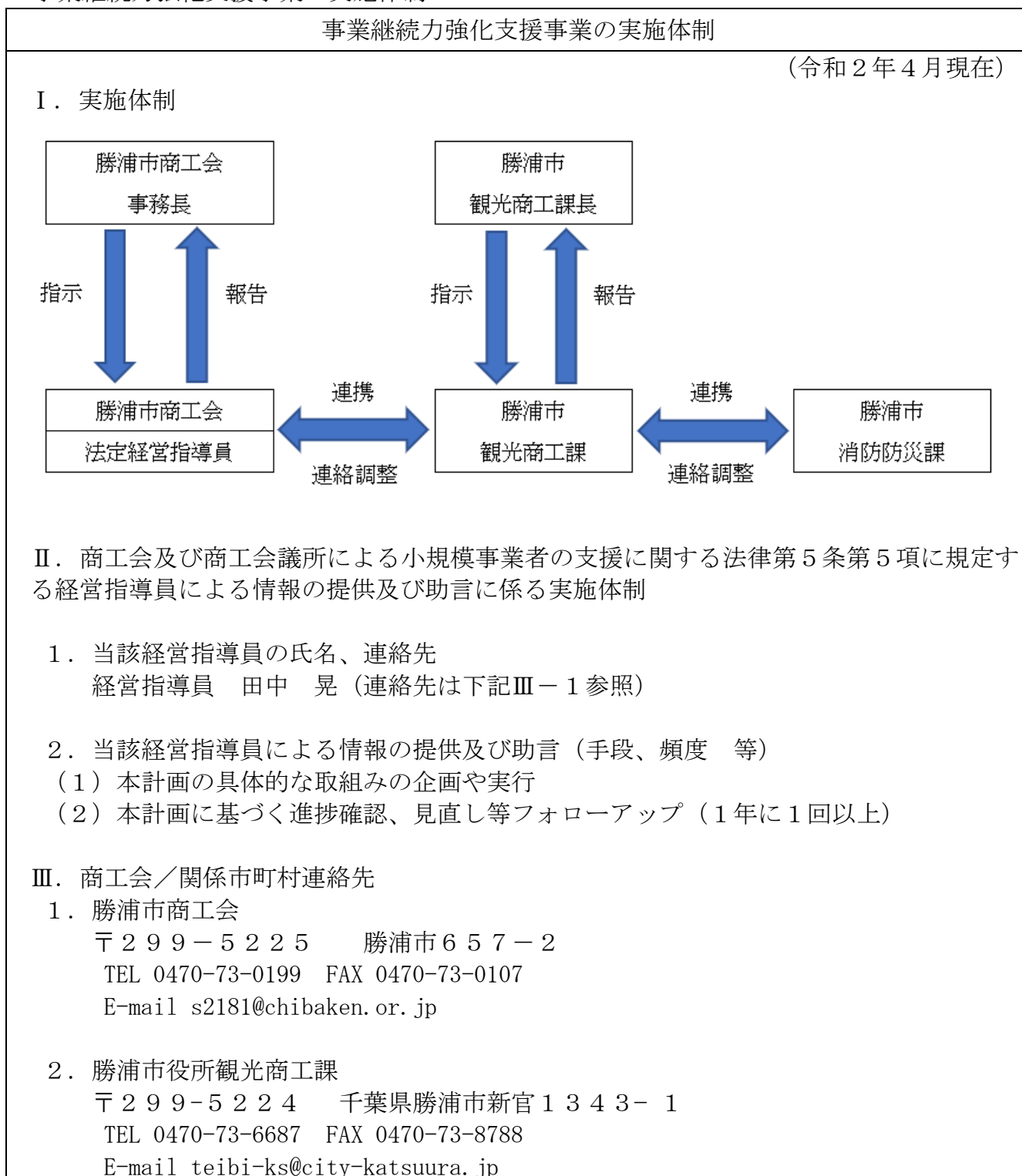
- ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7. その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	110	160	160	160	160
BCP策定個別相談会開催費・通信費他	60	60	60	60	60
防災備品購入費	50	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。